4 ㋁ 中「518.7メートル」を「518.6メートル」に、「56,200,000立方メートル」を「56,000,000立方メートル」に改める。

4 ㋂ ニを次のように改める。

ニ　水道

湯沢市の水道用水として、新たに1日最大2,329立方メートル、横手市の水道用水として、新たに1日最大7,840立方メートル、大仙市の水道用水として、新たに1日最大2,995立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

湯沢市の水道用水のための貯留量は、標高518.6メートルから標高465.3メートルまでの容量56,000,000立方メートルのうち最大212,280立方メートル、横手市の水道用水のための貯留量は、標高518.6メートルから標高465.3メートルまでの容量56,000,000立方メートルのうち最大273,000立方メートルとする。

ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

4 ㋃ 中「518.7メートル」を「518.6メートル」に、「56,200,000立方メートル」を「56,000,000立方メートル」に改める。

5 中「増田町（水道）」「平鹿町（水道）」「十文字町（水道）」「西仙北町（水道）」及び「南外村（水道）」を削り、「横手市（水道）」及び「大仙市（水道）」を加える。

6 ㋁ 中「建設に要する費用の額」の次に「から約29百万円を除いた額」を加え、「1,000分の990」を「1,000分の991」に改め、「建設に要する費用」の次に「から約29百万円を除いた額」を加える。

6 ㋂ ロを次のように改める。

ロ　特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づく湯沢市（水道）、横手市（水道）、大仙市（水道）及び秋田県（発電）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の1.0を乗じて得た額及び約29百万円とする。

横手市（水道）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の3.6を乗じて得た額とする。

大仙市（水道）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の1.4を乗じて得た額とする。

秋田県（発電）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の3.0を乗じて得た額とする。

7 中「平成29年度」を「平成36年度」に改める。

**○国土交通省告示第三百五号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年三月十三日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県流山市大畔字割内、市野谷字入台、字後山、字宮尻、字二反田、字牛飼沢及び字牛飼並びに東初石六丁目の全部の区域並びに大畔字向山、字小坂及び字南割、三輪野山字向原、西初石五丁目、西初石六丁目、市野谷字芋久保、字三嶋、字向山及び字立野、野々下一丁目、美田、東初石三丁目、東初石五丁目、十太夫、駒木並びに駒木字上駒木、字駒木橋上、字中橋上、字中溜上及び字堂台の各一部の区域

四　土地区画整理事業の名称　流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県流山市駒木百七十六番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十二年三月十三日

七　事業施行期間の変更　平成十二年三月十三日から平成三十四年三月三十一日まで

八　施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第五回）の認可の年月日　平成二十六年三月十二日

**○国土交通省告示第三百六号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年三月五日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県つくば市谷田部字中野、字真瀬向及び字要害の各一部、飯田字西楚い、字小坂及び字ベラ草の全部並びに字入台、字大塚、字台畑、字台山、字箕輪及び字ミノハ台の各一部、片田字馬場崎、字大久保、字中割、字前新田、字本田、字愛宕社地、字脇新田、字ビヨウノコシ、字軽萱、字遠西、字丸山及び字上割の全部並びに字中島、字下谷原、字流、字松見、字松山久保、字新山、字新堤台、字新地、字前田、字一本松、字太兵エ衛新田、字阿世橋、字西田、字東田、字新堤、字下割、字向山本割及び字海老原の各一部、上萱丸字下貝房、字上貝房及び字西原の全部並びに字瀬戸、字古屋敷、字四郎右エ門堤、字久根ノ下、字向、字八抜方、字宅地附及び字三戸山の各一部、下萱丸字大山下及び字蛯原の全部並びに字出し山、字赤面、字台山、字溜井向及び字台山下の各一部、中野字台山の一部、西栗山字西、字西栗山、字上山、字門山及び字畔橋の各一部、花島新田字北原の一部、根崎字新山、字新畑、字金屑及び字西坦の全部並びに字中道付の一部、古舘字神足脇、字アゼハシ、字ヘラ草、字西ソワ、字小坂、字中道、字原山、字塚越、字ミノワ、字芝山、字神足跡及び字神足裏の全部並びに字明神脇、字明神前、字前窪、字向山、字稲荷山、字中峯及び字屋敷脇の各一部、真瀬字三度山下の全部並びに字三度山、字堀附及び字向原の各一部

四　土地区画整理事業の名称　研究学園都市計画事業萱丸一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　茨城県つくば市竹園一丁目二番地一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年三月五日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十六年三月十二日

**○国土交通省告示第三百七号**

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第八条第一号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十六号（自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

表広島高速道路の項中「中区光南四丁目」を「西区観音町四丁目」に改め、同表の備考中「平成二十五年十一月一日」を「平成二十六年三月一日」に改める。

**○国土交通省告示第三百八号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道16号改築工事（八王子拡幅・東京都八王子市中野上町一丁目地内から同市滝山町一丁目地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　東京都八王子市中野上町一丁目、中野上町二丁目、中野山王一丁目、中野山王二丁目、暁町一丁目、暁町二丁目、暁町三丁目、左入町及び滝山町一丁目地内

2　使用の部分　東京都八王子市中野上町一丁目、中野山王一丁目及び暁町一丁目地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、東京都八王子市中野上町一丁目地内から同市滝山町一丁目地内までの延長1.5kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道16号改築工事（八王子拡幅）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。